

## 明治大学大学院 2023 年度外国人留学生入学試験要項（抜粋）

1. 日本在住者の出願は、進学又は勉学を目的とし、「出入国管理及び難民認定法」による在留資格「留学」等を取得又は更新できる者でなければなりません。
2. 日本国外からの出願は、明治大学大学院が発行する「受験許可書」によってビザ（査証）を取得し、所定の期日までに日本に入学できる者でなければなりません。

### 【課程及び学位】

明治大学大学院は、区分制の博士課程（博士前期・博士後期課程）及び修士課程があり、全研究科で外国人留学生を受け入れています。各課程の標準修業年限は、博士前期課程と修士課程は2年、博士後期課程は3年となっており、本学大学院学則及び学位規程に基づき、博士前期課程・修士課程修了者には修士の学位、博士後期課程修了者には博士の学位が授与されます。

### 【出願資格】

日本国以外の国籍を有し、次の各号のいずれか一つに該当する者。

次の各号に該当しない者は「外国人留学生入学試験」に出願することはできません。一般入学試験や社会人特別入学試験等の出願資格をご確認ください。出願資格について、不明な点がある場合は、あらかじめ問い合わせてください。

### （1） 博士前期課程・修士課程

日本国以外の国籍を有し、初等・中等教育における全ての課程を外国の教育機関で修了した者で以下①～④のいずれかに該当する者

- ① 外国において学校教育における16年の課程を修了した者及び2023年3月31日までに修了見込みの者<sup>(注1)</sup>
- ② 外国の大学その他の外国の学校において、修業年限が3年以上の課程を修了することにより、学士の学位に相当する学位を授与された者及び2023年3月31日までに学位を授与される見込みの者
- ③ 日本において、外国人留学生として日本の大学を卒業した者及び2023年3月31日までに卒業見込みの者
- ④ 各研究科において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、2023年3月31日時点で22歳に達する者<sup>(注1) (注2)</sup>

※ 初等・中等教育の一部を日本国内で修学したことがある場合、出願資格が認められることがあります。  
出願資格について不明な点がある場合には、必ず事前に出願資格の審査を受けてください。

### 注意事項

- 1) 「学士」又はその上位に相当する学位を取得していること、あるいは2023年3月31日までに取得する見込みであることが出願要件です。
- 2) 出願資格の④に該当するかどうかは各研究科へお問い合わせください。該当する場合は出願資格審査が必要ですので、出願資格審査に必要な書類をⅠ期入試は6月22日（水）までに、Ⅱ期入試は11月14日（月）まで（いずれも必着）に提出してください。なお、出願資格審査が終了するまで、受理を保留としますので、入学検定料は納入しないでください（理工学研究科・農学研究科・先端数理科学研究科は別途期限を設けています。募集要項にて確認してください。）。

### 【出願資格審査に必要な書類】

- ・「出願資格審査申請書」（本学の所定様式）
- ・通常の出願書類一式
- ・その他研究科が必要と認める書類

- ◎ 商学研究科の受験希望者で、日本の大学・大学院を卒業・修了せず、外国の大学・大学院のみを卒業・修了（見込みを含む）した者は、公益財団法人日本国際教育支援協会と独立行政法人国際交流基金主催「日本語能力試験（N1）」に合格することが入学の条件です。なお、2017年度以降のN1合格を有効とします。
- ◎ 政治経済学研究科の受験希望者で、日本の大学・大学院を卒業・修了せず、外国の大学・大学院のみを卒業・修了（見込みを含む）した者は、公益財団法人日本国際教育支援協会と独立行政法人国際交流基金主催「日本語能力試験（N1）」に合格していることが出願の要件です。なお、2020年度以降のN1合格を有効とします。
- ◎ 経営学研究科の受験希望者で、日本の大学・大学院を卒業・修了せず、外国の大学・大学院のみを卒業・修了（見込みを含む）した者は、独立行政法人日本学生支援機構主催2021年度～2022年度「日本留学試験」の日本語の「聴解・聴読解」、「読解」、「記述」の合計で

360 点以上取得することが出願の条件です。

- ◎ 経営学研究科のマネジメントコースは外国人留学生入学試験を実施していません。
- ◎ 文学研究科臨床人間学専攻教育学専修の受験希望者で日本の大学・大学院を卒業・修了せず、外国の大学・大学院のみを卒業・修了（見込みを含む）した者は、公益財団法人日本国際教育支援協会と独立行政法人国際交流基金主催「日本語能力試験（N1）」に合格するか（2020 年度以降の試験結果が有効）、独立行政法人日本学生支援機構主催 2020 年度～2021 年度「日本留学試験」の日本語の「聴解・聴読解」・「読解」・「記述」の合計が 360 点以上取得することが出願の条件です。
- ◎ 国際日本学研究科の受験希望者で、外国の大学・大学院のみを卒業・修了（見込みを含む）した者は、公益財団法人日本国際教育支援協会と独立行政法人国際交流基金主催「日本語能力試験（N1）」に合格するか（2020 年度以降の試験結果が有効）、独立行政法人日本学生支援機構主催 2021 年度～2022 年度「日本留学試験」の日本語の「聴解・聴読解」・「読解」の合計が 270 点以上、「記述」が 30 点以上取得することが入学の条件です。日本の大学・大学院のいずれかを、日本語で授業を受けて、卒業・修了（見込みを含む）した者は免除します。ただし、「日本語学・日本語教育学研究領域」を志願する者は、日本の大学・大学院を日本語で授業を受けて、卒業・修了（見込みを含む）した場合でも、「日本語能力試験」または、「日本留学試験」の入学の条件を満たすことが必須となります。

## （２） 博士後期課程

日本国以外の国籍を有し、初等・中等教育における全ての課程を外国の教育機関で修了した者で、以下①～③のいずれかに該当する者

- ① 大学を卒業し学士の学位（これに相当する学位を含む。）を授与され、外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者及び 2023 年 3 月 31 日までに授与される見込みの者
- ② 大学を卒業し学士の学位（これに相当する学位を含む。）を授与され、日本の大学院において外国人留学生として修士の学位又は専門職学位を授与された者及び 2023 年 3 月 31 日までに授与される見込みの者
- ③ 各研究科において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、2023 年 3 月 31 日時点で 24 歳に達する者（注 1）

※ 初等・中等教育の一部を日本国内で修学したことがある場合、出願資格が認められることがあります。出願資格について不明な点がある場合には、必ず事前に出願資格の審査を受けてください。

### 注意事項

- 1) 出願資格の③に該当するかどうかは各研究科へお問い合わせください。該当する場合は出願審査が必要となりますので、出願資格審査に必要な書類をⅠ期入試は 6 月 22 日（水）までに、Ⅱ期入試は 11 月 14 日（月）まで（いずれも必着）に提出してください  
なお、出願資格審査が終了するまで、受理を保留としますので、入学検定料は納入しないでください（理工学研究科・農学研究科・先端数理科学研究科は別途期限を設けています。募集要項にて確認してください）。

#### 【出願資格審査に必要な書類】

- ・「出願資格審査申請書」（本学の所定様式）
- ・ 通常の出願書類一式
- ・ その他研究科が必要と認める書類

- 2) グローバル・ガバナンス研究科の出願資格は、募集要項にて確認してください。

- ◎ 商学研究科の受験希望者で、日本の大学・大学院を卒業・修了せず、外国の大学・大学院のみを卒業・修了（見込みを含む）した者は、公益財団法人日本国際教育支援協会と独立行政法人国際交流基金主催「日本語能力試験（N1）」に合格することが入学の条件です。（2017 年度以降の N1 合格を有効とします。）
- ◎ 国際日本学研究科の受験希望者で、外国の大学・大学院のみを卒業・修了（見込みを含む）した者は、公益財団法人日本国際教育支援協会と独立行政法人国際交流基金主催「日本語能力試験（N1）」に合格するか（2020 年度以降の試験結果が有効）、独立行政法人日本学生支援機構主催 2021 年度～2022 年度「日本留学試験」の日本語の、「読解」・「聴解・聴読解」の合計が 270 点以上、「記述」が 30 点以上取得することが入学の条件です。日本の大学・大学院のいずれかを、日本語で授業を受けて、卒業・修了（見込みを含む）した者は免除します。